

教育委員会事務局職員に係るタクシーチケットの使用及び時間外勤務手当の支給に係る住民監査請求に基づく監査結果について

第 1 監査結果の概要

1 市長に対する勧告（要旨）

- (1) 京都市タクシーチケット取扱要領に規定する基準に適合しないチケットの使用によって支出した庸車料計 497,660 円について、使用した職員に対し、返還請求等の必要な措置を講じられたい。
併せて、上記金額のうち 133,850 円について、平成 19 年度の教育委員会事務局総務部総務課長に対し、賠償請求等の必要な措置を講じられたい。
- (2) 上記(1)のほか、本件監査において証拠が不十分であることを理由として基準外使用を認めなかったチケットのうち、乗車区間及び乗車時刻の調査が困難であり、又は当該調査への回答が得られなかったことを理由とするもの以外のものについて、必要な事実関係を調査のうえ、本件監査における判断に照らし、必要な措置を講じられたい。
- (3) 平成 19 年度に教育委員会事務局総務部総務課企画広報係長であった職員に支給された平成 20 年 2 月分の時間外勤務に対する時間外勤務手当のうち、平成 20 年 2 月 8 日の時間外勤務の従事時間中の少なくとも 1 時間の勤務に対する支給額に相当する金額について、当該職員に対し、その返還を請求するなどの必要な措置を講じられたい。
- (4) 上記の措置は、平成 21 年 2 月 9 日までに講じられたい。

【タクシーチケットに関する監査結果一覧】

対象職員 (職名は当時)	監査対象		不当利得返還		損害賠償	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
教育次長 a	12	11,110	0	0		
教育企画監 b	15	42,220	6	16,140		
総務部長 c	68	436,020	18	117,840		
総務課長 d	34	37,100	5	5,810	23	133,850
総務課担当課長 e	165	380,440	37	82,510	※損害賠償は、課長補佐級以下の不当利得返還と連帯	
総務課担当課長 f	15	37,000	6	14,060		
総務課課長補佐 g	107	530,690	19	93,590		
総務課総務人事係長 h	15	27,970	0	0		
総務課企画広報係長 i	74	509,960	24	165,750		
総務課企画労務係長 j	7	8,960	0	0		
総務課担当係長 k	10	9,880	2	1,960		
計	522	2,031,350	117	497,660		

高桑 謙
生田 義久
左田 正孝
中田 伸之
森田 隆
稲田 裕
たけなご せ
西田 啓
たけなご けん

2 意見（要旨）

(1) 市長に対する意見

ア 京都市タクシーチケット取扱要領の遵守の徹底について

本件監査においては、教育委員会総務課における京都市タクシーチケット取扱要領の運用について、課長級以上の職員を含む複数の職員に、チケット使用時の券面の不記載、実際の使用状況と異なる内容の使用報告等の不適切な事務処理の事実が認められたうえ、これに対する所属長及び保管責任者の点検及び是正も行われないうまま、上記要領に違反する事務処理が継続的に行われていた事実が認められた。

(ア) チケットの適正な使用を確保する上記要領の趣旨を没却するような事務処理が行われないうよう、その遵守を厳しく徹底されたい。

(イ) 教育委員会事務局において上記のような不適正な事務処理が可能になった背景には、一部のチケットについて、使用済みのチケットの券面の記載による使用の実態の確認が行われていなかったことがあると考えられるので、今後、すべての使用済みのチケットの券面の確認を行う方法を検討されたい。

イ 市外出張時のチケットの使用について

教育委員会事務局におけるチケットの使用については、本件監査の対象以外に、本来はチケットを使用できない市外出張に係る旅行の経路上において、チケットを使用して移動していると思われる事案が見受けられたので、調査のうえ、適切に措置されたい。

ウ 職員に対する通勤手当の支給について

本件監査において認定した事実によれば、監査対象職員のうち1名につき、当該職員の通勤実態と、通勤届に基づく通勤手当の支給状況が一致していないと見られる事案が認められたので、当該職員の通勤手段の実態を調査のうえ、適切に措置されたい。

(2) 教育長に対する意見

本件監査の過程において、監査対象職員のうちの一部について、時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻以前に帰宅のためのタクシーに乘車した記録があるもの及び時間外勤務命令簿に記載の従事時間の状況と職員本人による勤務状況の申告内容とが一致しないものが見受けられたので、調査のうえ、適切に措置されたい。

第2 監査委員の判断要旨（タクシーチケット関係）

1 本件監査における判断の基本的な考え方について

(1) 教育委員会総務課のチケットの管理及び使用状況について

ア 本件監査の対象としたチケットのうち、教育委員会総務課所管のものには、明らかに要領の規定に違反する事例が多数存在する。

- ① 監査対象 522 件中、少なくとも 149 件について、実際の乗車区間と異なる区間での使用報告が行われている（要領第 10 条第 1 項違反）。
- ② 522 件中、少なくとも 146 件について、券面に乗車区間が記載されていない（要領第 8 条第 2 項違反）。
- ③ ①の原因として、使用の翌日までの使用報告の不徹底や、残チケットへの記入漏れが説明されているが、これらは、要領第 10 条第 1 項又は第 8 条第 2 項に違反する。
- ④ 監査対象のチケットは、使用報告書上、すべて使用日の翌日までに使用報告が行われたとされているが、実際には後日に使用報告書を作成したものがあつたのに、使用報告書には使用日の翌日までの日を記載し、要領に矛盾しないよう体裁を整えていた。

イ 上記のような、要領に違反する運用が日常的に行われていたことは、チケットの使用者に直接の原因がある。券面への乗車区間の不記載は極めて不適切であるが、課長級以上の職員を含む複数の対象職員に多数見られた。

一方、保管責任者及び所属長が適切な使用の管理を徹底していれば、不適正な運用を相当程度防げたはずで、上記の①、④は、保管責任者及び所属長のチェックが適切に機能していれば、本来起こり得ない。

これらを考慮すると、教育委員会総務課の上記のような運用は、所属長及び保管責任者の了解の下で、課長級以上の職員を含む一部職員の不適正な運用が継続的に行われていたものであると評価せざるを得ず、金券と同様の財産的取扱いを必要とするチケットの不適正使用の防止を図る要領の趣旨を没却するものである。

ウ 券面の不記載等の要領違反は、使用済みチケットが交付されないチケット会社（京交信）のチケットに多数見られ、同社のチケットの使用状況が判明しにくいことを背景として行われたとの疑念を持たざるを得ない。

(2) 判断の基本的な考え方

ア 教育委員会における事務処理の問題の評価

本件監査では、チケットの使用が公務上の必要に基づき行われたかどうかが基本的な論点となるが、違法性の認定は、適法性の立証がないだけでは足りず、違法であることの証拠がある場合に限られる。

教育委員会総務課におけるチケットの事務処理の実態は、それ自体

看過できない問題であり、チケットの使用の適否に疑いを生じさせるとしても、個々のチケットの使用についての判断上は、決定的な要素とならない。

イ 要領の解釈

要領第7条第1項第3号にいう「他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合」とは、原則として、チケット使用者の通勤経路に係る公共交通機関が途絶している場合を指し、体調不良や乗継ぎに係る待ち時間の増加等によって、当該公共交通機関の利用が著しく困難であると所属長が認めた場合に限り、個別に例外が認められる。

よって、本件監査で時刻を基準に判断する場合は、原則として、対象職員に係る公共交通機関の最終時刻を基準とすることとした。

2 タクシーチケットに係る判断理由について

【基準外使用と認めるもの】

- a 対象職員が申告した勤務終了時刻が通勤交通機関の途絶前であるもの
- b 乗車時刻が対象職員の通勤交通機関の途絶前であるもの
- c 市外出張の経路上又は市外出張から帰着した京都駅等からの帰宅に使用されているもの
- d 対象職員が通勤交通機関の途絶後まで業務を行い、食事等をしたうえでタクシーにより帰宅している場合において、
 - ① 勤務終了時刻から乗車時刻まで2時間30分以上が経過しているもの
 - ② タクシーの乗車地が通常は何らかの交通機関を用いて移動するような場所であるもの
- e その他個別に基準外使用と認定すべきもの

【証拠不十分のため、基準外使用とは認められないとするもの】

- a チケットの券面を入手できておらず、本件監査では、タクシー会社への運行記録の照会を行わなかったもの（※）
- b チケットの券面の不記載その他の理由で、本件監査では、タクシー会社への運行記録の照会を行わなかったもの（※）
- c 運行記録の照会の必要があったが、個人タクシーの利用であるため追跡が困難であり、照会対象とすることができなかったもの
- d タクシー会社に運行記録を照会したものの、保存期間の経過により回答が得られなかったもの
- e タクシー会社に運行記録を照会したものの、回答が監査期限に間に合わなかったもの（※）
- f 市役所以外の場所から乗車している事例で、対象職員からは当該乗車地で業務に従事していた旨の申告があったが、業務の内容、場所、同席者等について具体的な説明がなされなかったため、業務に該当するかど

- うかの認定ができなかったもの（※）
- g 対象職員が申告した勤務終了時刻がタクシーの乗車時刻と矛盾するなどしたため、勤務終了時刻の認定ができなかったもの（※）
 - h その他個別の事情により証拠不十分といわざるを得ないもの（※）

※は、市長による再調査の対象とするもの

【基準外使用とは認められないとするもの】

- a 対象職員の通勤交通機関の途絶後の時刻に業務用パソコンの動作記録が確認できたもの
- b 対象職員の通勤交通機関の途絶後の時刻に当該職員が自ら執務室の鍵を返却した記録があるもの
- c 対象職員から、時間外勤務中に体調不良のため最終発車時刻前にチケットを使用して帰宅した旨の申告があったもの
- d 対象職員から、深夜帰宅ではなく、業務上の必要による移動に係る使用である旨申告があったもの
- e 上記のほか、各証拠の状況に矛盾等が認められないもの

3 対象職員の責任について

(1) 使用者である対象職員の責任

チケットの基準外使用によるタクシー料金の合計額に相当する金額について、法律上の原因なくこれを利得しているから、民法第 703 条（不当利得）の規定により、市に対し、これを返還する義務がある。

(2) 教育委員会総務課長の責任

所属長は、個々のチケットの使用状況を管理すべき立場にあり、使用報告の内容が明らかに基準に適合しないのにこれを看過し、庸車料の支出の手続を行った場合は、生じた損害について、法第 243 条の 2 第 1 項後段の規定による賠償義務（予算執行職員の賠償義務）を負う。

当時の教育委員会総務課長は、所属長として管理する同課の課長補佐級以下の対象職員の勤務終了時刻が当該職員の最終発車時刻に間に合う場合（上記判断理由 a）、又は市外出張時の使用であることが使用報告書上明らかな場合（同 c）に、このような基準外使用を看過して支出手続を行った場合は、これによる損害の賠償義務を負うと解され、本件では、23 件分 133,850 円について、法第 243 条の 2 第 1 項後段の賠償義務がある。

第 3 請求人への通知 平成 20 年 10 月 9 日